

**鈴鹿市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和 8 年

鈴鹿市教育委員会

目

次

1. 計画の趣旨・現状	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本市の現状	
2. 目標	4
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 市内一斉の枠組みによる健康確保・時間管理措置	
(3) 学校における措置の推進	
(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、「鈴鹿市教育振興基本計画（令和6年度～令和9年度）」において、鈴鹿市が目指す子どもの姿を「人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども」と掲げるとともに、教育理念である「誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育」の実現を目指している。

また、その基本目標として、『Society5.0で活躍する力を育むための教育DXの推進、家庭や地域とともにある学校づくりの推進、安全で安心できる学びの教育環境整備』を柱に、持続可能で質の高い教育の実現に取り組んでおり、これらの目標の達成には、学校教育を担う教育職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間や授業改善に専念できる環境の整備が不可欠であり、「教職員の働き方改革の推進」は本市教育施策の基盤となる重要な取組と考えている。

学校現場における業務の多様化・複雑化が進む中、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、令和7年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和8年4月1日から施行されることになった。その中で、服務監督教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられた。そのため、鈴鹿市教育委員会は令和8年7月に「鈴鹿市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。

(2) 本市の現状

本市では、教育職員の長時間勤務の是正を図るため、令和2年4月1日に「鈴鹿市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という。）を施行し、教育職員の在校等時間の上限を原則として、「月45時間以内、年360時間以内」と定め、在校等時間の適切な把握と縮減に取り組んできた。

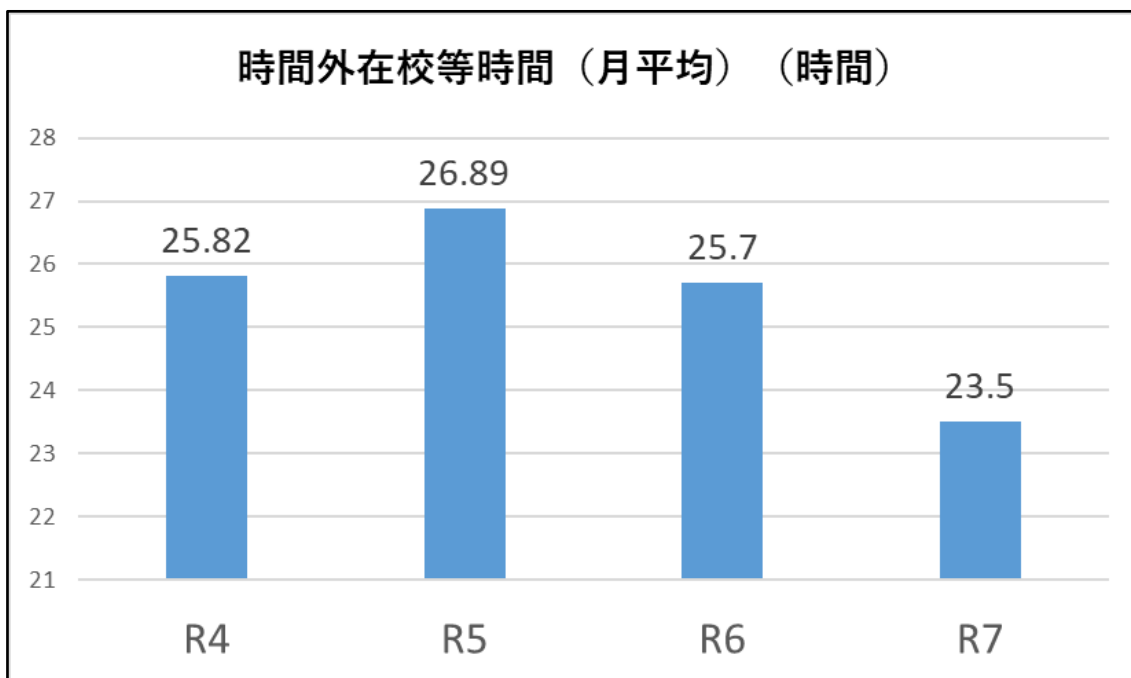
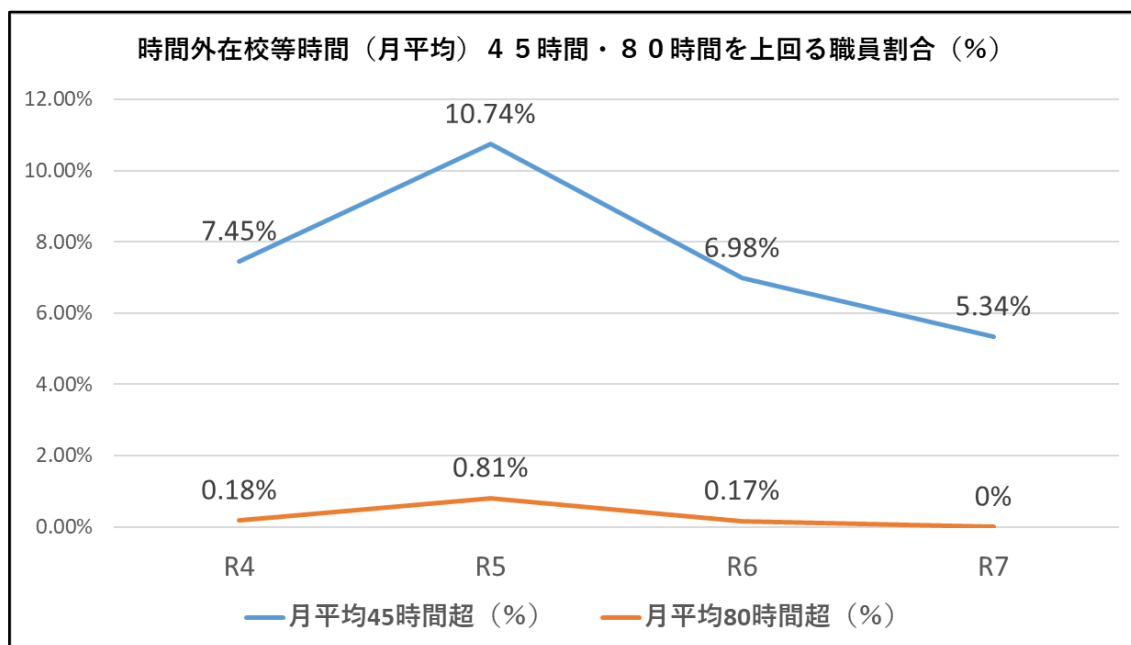
また、在校等時間の客観的な把握の管理徹底、校務支援システムの活用、中学校の部活動における地域展開、学校閉校日の設定、学校給食費の徴収・管理業務の公会計化等、働き方改革に係る取組を進めてきたところである。さらに、近年の特別支援学級児童生徒数の増加により、該当児童生徒への支援の目的で、市費非常勤講師や介助員、看護師の配置人数を増員させてきた。

一方で、教育職員の業務は依然として多岐にわたっている現状がある。「業務の3分類」の「学校以外が担うべき業務」として挙げられる登下校時の日常的な見守り活動や、放課後の見回りなどを、教育職員が担っている。他にも、「教師以外が積極的に参画すべき業務」として挙げられる調査回答に係る事務や学校プールや体育館等の施設管理、部活動、及び「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」として挙げられる授業準備や採点作業等の業務にも改善点が残されている。さらには、個別最適な学びや多様な教育的二

ーズへの対応など、新たな教育課題への対応も求められており、教育職員の時間的・心理的余裕の確保が重要な課題となっている。

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は次のとおりであった。

令和7年度までの時間外在校等時間の状況



時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員が依然として一定割合存在しており、業務の精選・効率化、部活動の地域展開の推進、校務のデジタル化のさらなる活用等を通じて、教育職員の業務負担の軽減を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出していく必要がある。このため、本市においては、教育振興基本計画で掲げる「教職員

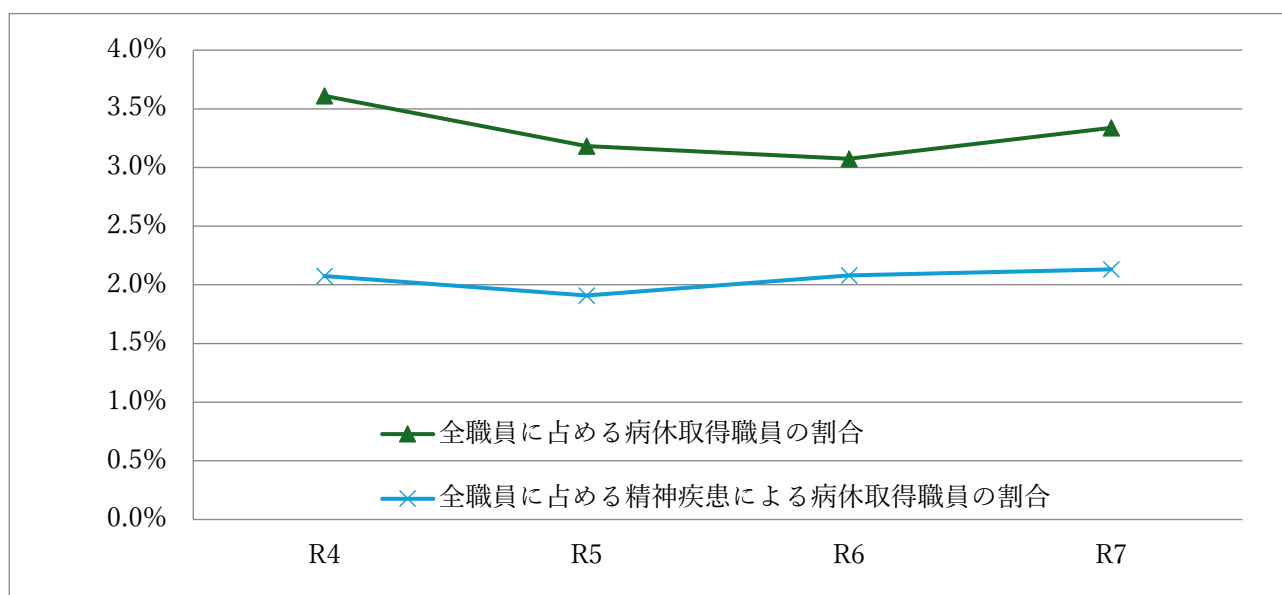
の働き方改革の推進」における現状と課題及び主な取組内容を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理と健康確保措置を一体的に推進していく。

令和7年度までの心身の負担等の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	12.1%	13.4%	14.6%	13.2%

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合は近年、大きな変化はないが、令和7年度の高ストレス判定者を年齢別にみると、特に35歳から44歳、18歳から24歳の年代が高ストレス割合が高い傾向にあった。35歳から44歳に関しては、学校現場において、ミドルリーダーや学年主任として様々な校務に携わり、責任が大きい立場であることが一因と考えられる。また、大学卒業後3年以内の若手教員も高ストレス割合が高い傾向にあることに関して、経験の浅さから業務が効率的に遂行できず、心身の負担等を感じやすいと考えられる。

ストレスチェック後に、メンタルヘルスを含む教職員の面談や健康相談等について、希望者に対して管理職や産業医との面談機会を周知している。



全職員に占める病休取得者の割合は3%台前半で推移する中、その大部分を精神疾患による病休者が占めており、全職員の約2%（病休者の約6割）が毎年精神疾患により病休を取得するという状況が常態化している。

2. 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 時間外在校等時間が月平均45時間を上回る割合を0%にする。
【令和7年度：5.34%】
- イ 1年間における時間外在校等時間の月平均30時間以下を継続する。
【令和7年度：23.5時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 1人あたりの年平均休暇取得日数を「各校の前年度比増」にする。
【令和7年度：（小学校）23.9日 （中学校）22.6日】
- イ 定時退校日に設定した日に、定時退校できた職員の割合を「100%」にする。
【令和7年度：小87.6% 中93.0%】
- ウ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合を「100%」にする。
【令和7年度：小76.0% 中68.5%】
- エ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を「前年度比減」にする。

目標まとめ	月平均45時間を上回る割合	時間外在校等時間の月平均	休暇取得日数	定時退校日達成率	会議60分以内	高ストレス者の割合
現状 (令和7年度)	5.34% (小中学校)	23.5時間 (小中学校)	小23.9日 中22.6日	小87.6% 中93.0%	小76.0% 中68.5%	13.2%
目標値 (令和11年度)	0%	30時間以下	前年度比増	100%	100%	前年度比減

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度。取組状況や今後の情勢等を踏まえ、適宜見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、学校や地域の実態を踏まえながら、以下の内容に積極的に取り組むことで、時間外在校等時間の縮減に努める。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しについて検討する。

◆放課後の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校管理下外の放課後や休日の児童生徒間トラブルや問題行動についての対応は、基本的にその活動団体の責任者や保護者が行うこととする。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を維持する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆学校事務・連絡業務のデジタル化

- ・教育委員会が各学校に依頼する調査はクラウドサービスを用いて実施、集計し、調査回答に係る事務負担を軽減するとともに、県教育委員会へも同様の改善を働きかける。
- ・教育委員会から教師を通じた保護者等への周知を依頼する文書等について、保護者連絡システムの自治体連絡機能を活用し、学校での印刷配付を縮減する。

◆ICT環境の保守・管理体制の整備

- ・ICT環境については保守業者が監視システムで常時点検を行い、故障発生時には技術者を速やかに派遣して復旧を図る体制を維持する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・水泳授業については、鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプール施設の在り方に関する基本方針に基づき、民間施設の利用を推進する。また、小学校において水泳授業を外部委託する学校の拡大について検討を進め、児童の確かな水泳技能習得を支援するとともに、学校プール管理に係る業務を軽減する。

- ・運動場や体育館の施設開放事業については、学校体育施設開放運営委員会がその運営事務（会計処理、団体利用申請の取りまとめ等）を担う体制を確立し、教育職員が本来の専門的業務に専念できる環境を整える。

◆校内清掃への学校ボランティア活用

- ・学校ボランティア等の支援を得るなど、各学校の実態に応じた清掃回数や範囲の合理化を促進する。

◆部活動

- ・休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、鈴鹿市運動部活動指針（令和８年10月改訂予定）を遵守した活動が行われるよう指導・助言を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備等に係る時間確保

- ・教員の担当授業時間を縮減するための加配教員や、授業準備・採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの充実した配置を県教育委員会へ要望する。
- ・校務や授業準備における生成ＡＩの活用事例を示すなど、教材研究や校務の効率化につながる生成ＡＩの利活用を促進する。
- ・市内教職員向けに授業案や教材を提供する教委ポータルサイトの充実を図る。

◆学習評価や成績処理

- ・校務支援システムやデジタル採点システム等の成績処理に係る各種システムを整備し、採点業務および成績処理に係る教職員の事務負担を軽減する。
- ・指導要録における記載内容の簡略化及び、通知表の記載事項の精選を図る。

（２）市内一斉の枠組みによる健康確保・時間管理措置

教育職員の休息機会や業務準備時間を組織的に担保するため、市内一斉で実施する共通の枠組みを設定する。

◆年度当初の業務日の確保

- ・最も時間外在校等時間が多くなる傾向がある年度当初に、業務日を確保するため、１学期始業式までに５日間の準備期間を確保する。

◆市内一斉の学校閉校日の設定

- ・夏季休業中及び冬季休業中の一部に学校閉校日を設定し、教職員の心身のリフレッシュや休暇取得を促進する。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

◆授業時数の適正化及び放課後等の時間の確保

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、行事の精選を図りながら、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。その上で、5限授業または4限授業の日を定期的に設定することや、学期始まりや学期終わりの3日間を午前日課とすることで、放課後の時間を確保する。

◆県・市・学校の統一取組の実施・毎月報告

- ①定時退校日の設定 ②部活動休養日の設定 ③会議時間の短縮

◆学校における働き方改革に関して、各校から地域・保護者へ理解や協力を発信する。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

◆1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導の実施

◆11時間以上を目安とする勤務間インターバルの確保

◆全学校におけるストレスチェックの実施率100%の達成

◆年間6回以上の市内統一の定時退校日の設定

◆長期休業期間中における学校閉校期間の設定

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ◆時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理機能で把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導・助言等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援を実施する。その他の目標については、県の統一取組の結果や、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ◆教育委員会事務局の関係各課がそれぞれの取組状況を把握し、事務局内で情報共有をしながら連携して取り組む。
- ◆保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。